

12月3日(木)
～9日(水)は

障害者週間



「ともに生きるやさしいまち」をテーマに行われる障害者週間では、障がいや障がいのある方に関する市民の関心と理解を深めるとともに、障がいのある方の社会参加を促進するため、各種行事を実施します。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎障害者週間実行委員会事務局(自立生活支援課障害福祉係内) ☎042-387-9848 FAX042-384-2524

芸術展

絵画ポスター掲示

障がいのある方が描いた絵を貼り出します。ぜひ、ご覧ください。

■**掲示期間**11月24日(火)～12月9日(水)

※場所により掲示期間が異なります

■**掲示場所**市役所第二庁舎入口、イトーヨーカドー武蔵小金井店ほか

絵画・作品展

障がいのある方が描いた絵画や手芸品などの作品を展示します。

■**展示期間**12月4日(金)午後1時～5時、

5日(土)午前10時～午後4時

■**展示場所**小金井 宮地楽器ホール市民ギャラリー

スペシャルイベント

映画「この街で暮らす道草」上映会

ひとり暮らしをする知的障がいのある方々を追ったドキュメンタリー映画です。

■**時**12月5日(土)午前9時50分から、午後2時から(いずれも20分前開場。各回95分)

■**所**小金井 宮地楽器ホール小ホール

■**定**各回30人(多数抽選)

■**他**▷バリアフリー字幕・音声ガイドあり▷手話通訳あり▷申込用紙は市ホームページからダウンロード可

■**申**11月16日までに、申込用紙をファクスまたはEメールで障害者週間実行委員会事務局(FAX042-384-2524 ☒s050299@koganeishi.jp)へ

障がい福祉施設で製作された商品を販売

市内の障がい福祉施設で製作された焼き菓子・パン・趣向品などを販売します。

なお、販売で得られた収益は、施設で働く障がいのある方の工賃や、自立支援に役立てられます。ぜひ、ご利用ください。

■**時**11月24日(火)～26日(木)、30日(月)～12月2日(水) いずれも午前9時～午後3時

■**所**本町暫定庁舎敷地内



高齢者の虐待防止に向けて

☎各地域包括支援センター、介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)



平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行され、虐待を受けている高齢者を発見した者は、市町村への通報が義務付けられています。

高齢者虐待防止法では養護者・要介護施設従事者等による虐待を高齢者虐待と定めています。ここでの養護者は金銭の管理、食事や介護等の世話、自宅の鍵の管理等の世話をしている者が該当します。

高齢に伴う認知症やその他の病気が原因で、介護が必要になることは誰にでも起こり得ることですが、良くなって欲しいという思いや、不慣れな介護により、高齢者のために行っている介護が高齢者の心や体を傷つけてしまうことがあります。

市では市内4か所の地域包括支援センターが相談窓口になっています。身近に高齢者虐待かもしれないと思われることを見つけた時には

地域包括支援センターまでご連絡ください。虐待を受けている高齢者本人も相談できます。

担当の地域	問合せ先
梶野町、関野町、緑町、本町2・3丁目、桜町1・3丁目	小金井きた地域包括支援センター (☎042-388-2440)
前原町、本町6丁目、貫井南町	小金井みなみ地域包括支援センター (☎042-388-8400)
東町、中町、本町1丁目	小金井ひがし地域包括支援センター (☎042-386-6514)
本町4・5丁目、桜町2丁目、貫井北町	小金井にし地域包括支援センター (☎042-386-7373)

高齢者虐待は主に5つの類型があり、市では身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)が多いです

身体的虐待

高齢者を押さえつけたり、たたきといった暴行を加えること

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等、高齢者の生活環境や身体的・精神的な状態を悪化させること

心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

性的虐待

本人が同意していない性的な行為やその強要

経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること